

新型コロナウイルス感染症の後遺症に関する

給付金お支払いについて

2021年1月12日

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症の後遺症に関する給付金お支払いについて>

新型コロナウイルス感染症の後遺症については通常の疾病入院の取り扱いとなります。

従って、新型コロナウイルス感染症の後遺症の治療のため

ご契約で定められている条件を満たす日数を

病院もしくは診療所に入院された場合、疾病入院給付金の対象となります。

なお、保険金・入院給付金のご請求には弊社所定様式の医師の診断書が必要となります。